

## いきいき、はつらつ 老人クラブ参加者募集!

老人クラブはおおむね60歳以上の会員で構成される自主的な運営組織です。高齢者の皆さんがいきいきとした楽しい毎日を過ごせるように取り組んでいます。

### ●活動内容

▷健康づくり グラウンドゴルフ・パットゴルフ・ペタンク・卓球・囲碁・将棋の各種大会など



▷生きがいづくり 愛の一声運動・高齢者ネットワーク推進事業など

▷仲間づくり 趣味・文化・スポーツなどを通した親睦活動

●問い合わせ 水巻町老人クラブ連合会(高齢者福祉センター内) ☎202-3044

## 役場以外にも3か所 頼れる相談・支援窓口!

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように高齢者支援センターを設置しています。希望すれば専門の相談員が自宅を訪問して、介護・福祉・医療などの相談にのります。相談はもちろん無料で、24時間、年中無休で受け付けています。小さな悩みでも一人で悩まず、まずは電話してください。

### 北部 高齢者支援センター ☎202-8990

- ところ 猪熊一丁目6番40号  
わくわくデイサービス内
- 担当地区 猪熊、樋口東、樋口、おかの台、高松、梅ノ木団地、古賀二丁目

### 中部 高齢者支援センター ☎201-1314

- ところ 頃末北四丁目2番30号  
うちわ内科クリニック横
- 担当地区 古賀一丁目・三丁目、高尾、頃末北、頃末南、中央、杵、緑ヶ丘、美吉野、鯉口、立屋敷、下二東一丁目・二丁目、下二西

### 南部 高齢者・障がい者支援 センター☎201-8826

- ところ 吉田南二丁目9番1号  
福祉松快園内
- 担当地区 伊左座、下二東三丁目、二東、二西、吉田東、吉田西、吉田南、吉田団地、宮尾台

## アイロンステッカー・蛍光シール はいかい行動に備え登録

認知症高齢者などに、衣類にはるアイロンステッカーと靴にはる蛍光シールの配付を行います。ステッカー・シールをはり、連絡先などを登録することで、早期発見、家族への早期連絡につなげます。

### ●対象

- ▷40歳以上で、はいかい行動のおそれがある人
- ▷療育手帳の交付を受けていて、はいかい行動のおそれがある人

●利用方法 窓口で利用申請。その場でアイロンステッカー10枚、蛍光シール3足分を配付します。

### ステッカー・シール配付 配付・登録無料

あらかじめ町に登録することで、はいかい行動の本人発見時に、家族にすぐに連絡をとることができます。

### アイロンステッカー 10枚 衣服にはる想定



### 蛍光シール 3足分 靴にはる想定



## はいかい高齢者SOSネットワークシステム 行方不明になる前に

### SOSネットワーク 登録無料

行方不明の時、警察以外の関係機関の協力も得られます。

認知症を患い、はいかい行動がみられる対象者の情報を事前に登録しておく、行方不明などで捜索願が出されたとき、警察の捜索だけでなく、タクシー会社など協力団体の支援も受けられます。  
※警察への捜索活動の依頼は、別に折尾警察署への届け出が必要です。

●対象 認知症を患っている65歳以上の  
人

## 日常生活用具の給付 火事の予防・発見

### 日常生活用具 給付 所得に応じた自己負担

安心して暮らせるように、火災予防具を支援します。

●対象 おおむね65歳以上で、1人暮らしの寝たきり高齢者や認知症高齢者など  
※申込者に調査を行い判定します。

### ●日常生活用具の種類

- ▷火を使わない電磁調理器
- ▷煙や熱を感知して火災を知らせる火災警報器
- ▷温度の異常な上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴出する自動消火器

## 介護用紙おむつを支給 介護負担の軽減

### 介護用紙おむつ 支給 月額3,000円・6,000円分

介護用の紙おむつや尿取りパットを支給します。

●対象 介護認定を受け、自宅で常に紙おむつを必要とする65歳以上の  
人 ※次の人は対象外です。

- ▷住民税が課税されている
- ▷病院に入院中・施設に入所中
- ▷生活保護を受けている
- 給付限度額 世帯の課税状況で区分
- ▷住民税課税者がいる 月額3,000円分
- ▷住民税課税者がいない 月額6,000円分

## 介護保険サービス利用料助成 安心してサービスを

### 介護保険利用料 助成 自己負担額の3割助成

介護保険の自己負担部分の一部を助成します。

●対象 介護認定を受け、次の条件を全て満たす人  
▷世帯全員が住民税非課税で、生活保護を受けていない  
▷世帯の収入月額が生活保護基準額の1.2倍以下、かつ世帯の現金と預貯金などの合計額が生活保護基準額の2倍以下  
▷申請日前から過去1年6か月以内の介護保険料を完納している

「体が不自由でないと高齢者福祉サービスは利用できない」と思っていますか。  
町では、高齢者の皆さんが住み慣れた自宅で安心して生活ができるよう、体が不自由な人はもちろん、元気な人も利用できるさまざまなサービスを提供しています。今回自分や家族のために知っている役立つ情報を紹介します。気になるサービスがあったら、気軽に問い合わせてください。

●問い合わせ 役場高齢者支援係 ☎201局4321番

## 夕食に弁当を配達 バランスよい食事を

### 弁当配達サービス 1食 400円

高齢者が自宅で自立した生活ができるよう、弁当を配達し、安否確認を行います。

●対象 世帯全員が65歳以上の  
人 ※元気な人も利用できます。

●内容 月曜日～金曜日の夕食を配達

一般食 平均600キロカロリー  
(塩分3グラム程度)

制限食 500キロカロリー以下  
(塩分3グラム上限)



## 庭木の枝切りや家具の移動など 自宅の簡単な作業を援助

### 軽度生活援助サービス 利用額の3割負担

高齢者が作業の困難な枝切りや電球交換などを代行し、日常生活を支援します。

●対象 世帯全員がおおむね65歳以上で、日常生活に援助が必要な住民税非課税の人  
●内容 (回数や時間に制限があり)  
▷自宅の庭木が隣地に入った場合の枝切り



▷家の簡単な修繕や電球の取り替え  
▷家具の移動などの室内の整理・整頓

## 緊急通報装置を貸出 急病時が不安な人をお助け

### 緊急通報装置 貸出 月額0円～500円

自分で119番通報が困難な人に装置を貸出。24時間体制で対応します。



●対象 世帯全員が65歳以上で、介護保険料に滞納がなく、次の全てを満たす人  
▷心臓疾患や脳血管疾患、呼吸器疾患、重度のぜんそくなどで激しい発作が起こる  
▷過去に突然意識をなくしたことがある  
●費用 世帯の課税状況で異なります  
▷住民税課税者がいる 月額500円  
▷住民税課税者がいない 月額200円  
▷生活保護 無料

## 国民宿舎マリンテラスあしや 入浴施設の利用料を助成

### 入浴施設利用料 助成 1回310円助成

外出と交流の機会を増やし健康の増進を図るため、利用料の一部を助成します。

●対象 令和4年3月末時点で65歳以上の  
人  
●助成額 1回310円  
※利用時は別途300円の施設利用料が必要です。  
●利用期間 4月1日～翌年3月31日  
●助成回数 年度内に24回  
※利用者証(回数券)の再発行は行いません。  
●持ってくるもの  
▷申請者の顔写真1枚(縦4cm×横3cm)  
▷申請者の本人確認ができるもの

